

駐車監視員活動ガイドライン

【練馬 警察署】

趣 旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間	重点時間帯	備 考
1	主要地方道8号	目白通り	貫井4-47中央陸橋 豊玉北1-6江原町2丁目交差点	8-22	
2	都道439号	千川通り	旭丘1-1先	8-22	
			豊玉北6-18豊玉北6交差点	中村北4-24先	9-19 日曜・休日・1/1~1/3を除く
3	主要地方道318号	環状七号線	豊玉南3-6先	8-22	
4	主要地方道311号	環状八号線	貫井4-27先	8-22	
5	都道440号	新青梅街道	中村南2-14先	7-22	
6	区道	豊島園通り	練馬3-1豊島園通り入口交差点	8-22	
7	都道	補助172号	春日町6-16先	早宮4-37先	8-22

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間	重点時間帯	備 考
1	都道427号	中杉通り	中村南3-20こぶし園入口交差点	貫井2-27貫井2丁目交差点	8-22
2	都道	補助133号	中村北3-15先	貫井2-4先	8-22
3	区道	豊中通り	中村3-17先	豊玉中2-10先	8-22
4	区道	桜台通り	桜台3-45正久保橋南交差点	豊玉中2-10先	8-22
5	区道	江古田通り	豊玉上1-8江古田駅南口交差点	豊玉北1-6江原町2丁目交差点	8-22
6	都道	正久保通り	早宮2-17平和台駅前交差点	桜台3-45正久保橋南交差点	8-22
7	都道442号	庚申通り	豊玉北5-1先	豊玉南3-4先	8-22
8	都道441号	要町通り	小竹町2-35先	小竹町2-5小竹向原駅前交差点	8-22

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	練馬駅周辺	8-22	
2	中村橋駅周辺	8-22	
3	最重点路線(No.1～No.7)周辺	各重点時間帯	
2	練馬春日町駅周辺	8-22	
12	早宮3丁目地区	8-20	
16	向山3丁目地区	8-20	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	重点路線(No.1～No.8)周辺	各重点時間帯	
2	平和台駅周辺及び平和台1丁目～4丁目	8-22	
3	氷川台駅周辺及び氷川台1丁目～4丁目	8-22	
4	桜台駅周辺	8-22	
5	江古田駅周辺	8-22	
6	南蔵院周辺(中村1丁目～2丁目、中村南1丁目～2丁目)	8-22	
7	氷川神社周辺	8-22	
8	小竹向原駅周辺	8-22	
9	新桜台駅周辺	8-22	
10	羽沢3丁目地区(羽沢3丁目3番～29番、32番～33番、38番～40番)	8-22	
11	早宮1丁目地区	8-22	
12	小竹町1丁目地区	8-22	
13	中村3丁目地区	8-22	
14	豊玉南3丁目地区	8-22	
15	徳殿公園周辺	8-22	